

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙が所有又は運営する施設について、次のとおり災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が営む宿泊施設等を利用することに関して必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、宿泊施設等を利用することが必要となった場合は、必要事項を明示した要請書（別記様式）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し、速やかに提供可能な施設情報等を書類で提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により伝達し、事後速やかに書類を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 宿泊施設等の利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害対策基本法及び相互応援協定等に基づく他の地方公共団体の応援職員等
- (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）
- (3) 要配慮者の家族
- (4) その他甲が必要と認める者

（宿泊施設等の利用申込）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、宿泊施設等の利用申込を行うものとする。

（受入期間）

第6条 宿泊施設等への受入期間は、乙が受入可能となった日から宿泊施設等を利用する必要がなくなるまでの期間とし、その詳細については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、宿泊施設等の開設、運営等により知り得た個人情報を、法令で定められる場合を除き、第三者に提供してはならない。前条に規定する受入期間が終了した場合も、同様とする。

（費用負担）

第8条 宿泊施設等の利用に係る費用は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 宿泊施設等の利用に係る費用は、甲が負担するものとする。

（損害）

第9条 宿泊施設等の利用に伴う損害等への対応については、宿泊施設等の利用規約に基づき行うものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から相手方に対し申出がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年（2025年）11月4日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清 元 秀 泰

乙 _____

別記様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

要 請 書

様

姫路市長

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

使用部屋数	部屋
使用期間	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで
備考 (特記事項)	
担当者	所 属 : 氏 名 : 連絡先 :